

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：JCN事業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 小林 文夫
- (3) 所在地：東京都中央区築地二丁目12番8号大広ビル9階

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号の規定に基づき、令和3年9月17日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び、出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の文書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第37条第1項第1号（同法第25条第1項第2号）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体の許可の取消しの内容】

1 監理団体の許可の取消しを行った監理団体

(1) 監理団体名：中央技術交流協同組合

(2) 代表者職氏名：代表理事 吉岡 弘修

(3) 所在地：奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 13 番 12 号ハイツラポール 803 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

外国の送出国との間で、技能実習生等が本邦において行う技能実習に関連して、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める内容の「外国人技能実習事業に関する協定書附属覚書」を締結していたため、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものとは認められないことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（同法第 25 条第 1 項第 8 号）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体の改善命令の内容】

1 監理団体の改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：瀬戸内食品加工協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 増田 浩
- (3) 所在地：香川県三豊市高瀬町新名 2143 番地

2 処分内容

技能実習法第36条第1項の規定に基づき、令和3年9月17日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する実習監理を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第36条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

## 【技能実習計画の認定の取消しの内容】

## 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社味のちぬや
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 今津 秀
- (3) 所在地：香川県三豊市豊中町本山乙 708 番地

## 2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (55 件)

平成30年 3 月 26 日認定	「認1710001525」	「認1710001526」	「認1710001527」
	「認1710001528」	「認1710001529」	「認1710001530」
	「認1710001531」	「認1710001532」	「認1710001533」
	「認1710001534」		
同年 4 月 26 日認定	「認1810000156」	「認1810000157」	「認1810000158」
	「認1810000159」	「認1810000160」	「認1810000161」
	「認1810000162」	「認1810000163」	「認1810000164」
	「認1810000165」		
同年 5 月 1 日認定	「認1810000166」	「認1810000167」	「認1810000168」
	「認1810000169」	「認1810000170」	「認1810000171」
	「認1810000172」		
平成31年 2 月 6 日認定	「認1810006803」	「認1810006804」	「認1810006805」
	「認1810006806」	「認1810006807」	「認1810006808」
	「認1810006809」	「認1810006810」	「認1810006811」
	「認1810006812」		
同年 3 月 1 日認定	「認1810007047」	「認1810007048」	「認1810007049」
	「認1810007050」	「認1810007051」	「認1810007052」
	「認1810007053」	「認1810007054」	「認1810007055」
令和 2 年 3 月 27 日認定	「認1910006550」	「認1910006551」	「認1910006552」
	「認1910006553」	「認1910006554」	「認1910006555」
	「認1910006556」	「認1910006557」	「認1910006558」

## 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

## 4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと並びに外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社海栄館
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 渡邊 幸一、代表取締役 渡邊 玲緒
- (3) 所在地：愛知県知多郡南知多町大字山海字屋敷 47 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

平成30年 5 月28日認定 「認1806004861」 「認1806004863」 「認1806004864」  
令和元年 5 月30日認定 「認1906007626」 「認1906007627」 「認1906007628」  
「認1906007629」 「認1906007630」 「認1906007631」  
「認 1906007632」 「認 1906007633」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと並びに、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社クレセア
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 酒井 秀貴
- (3) 所 在 地：兵庫県丹波市山南町岩屋 487 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

平成 30 年 4 月 25 日認定 「認 1708009808」「認 1708009809」「認 1708009810」  
「認 1708010152」「認 1708012882」「認 1708012883」  
「認 1708012884」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：高谷 一郎
- (2) 代表者職氏名：高谷 一郎
- (3) 所 在 地：茨城県結城郡八千代町大字若 1019 番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

- 平成 30 年 4 月 11 日認定 「認 1703001449」「認 1703001450」  
令和元年 6 月 25 日認定 「認 1903000157」「認 1903000158」  
同年 10 月 25 日認定 「認 1903005322」「認 1903005323」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：牛腸 正
- (2) 代表者職氏名：牛腸 正
- (3) 所 在 地：茨城県神栖市波崎 6704 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

- 平成30年 7月30日認定「認1803004163」
- 同年11月20日認定「認1803008702」
- 同年12月10日認定「認1803007602」
- 令和元年12月27日認定「認1903008762」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。



【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社シマツシステム
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 島津 研三
  - (3) 所 在 地：熊本県宇城市松橋町豊福 361 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

平成 30 年 9 月 18 日認定	「認 1813007709」	「認 1813007710」	「認 1813007711」
令和元年 10 月 25 日認定	「認 1913007712」	「認 1913007713」	「認 1913007714」
令和 2 年 4 月 6 日認定	「認 1913015255」	「認 1913015256」	「認 1913015257」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の旅券を保管していたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号（同法第 48 条第 1 項）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社シマヅテック
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 島津 研三
- (3) 所在地：熊本県宇城市松橋町豊福 342 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (32 件)

平成30年 1 月 18 日認定	「認1713000277」	「認1713000278」	「認1713000279」
同年 4 月 2 日認定	「認1713002637」	「認1713002638」	「認1713002639」
	「認1713002640」	「認1713002641」	
同年 4 月 3 日認定	「認1713002252」	「認1713002253」	「認1713002254」
	「認1713002255」		
同年 9 月 18 日認定	「認1813007708」		
平成31年 4 月 1 日認定	「認1813014777」	「認1813014778」	「認1813014779」
	「認1813014780」	「認1813014781」	
同年 4 月 22 日認定	「認1813015625」	「認1813015626」	「認1813015627」
令和 2 年 4 月 6 日認定	「認1913015258」	「認1913015259」	「認1913015260」
	「認1913015261」	「認1913015262」	「認1913015263」
同年 4 月 17 日認定	「認1913015129」	「認1913015130」	「認1913015131」
	「認1913015132」		
同年 6 月 26 日認定	「認1913015128」		

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の旅券を保管していたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号（同法第 48 条第 1 項）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：第一旭株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 宋 文華
- (3) 所 在 地：岐阜県岐阜市柳津町丸野二丁目 93 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

- 平成30年10月23日認定 「認1806044715」「認1806044716」「認1806044717」  
同年12月 3 日認定 「認1806051224」  
同年12月 7 日認定 「認1806051891」「認1806051892」「認1806051893」  
平成31年 1 月 9 日認定 「認1806059586」「認1806059587」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ちぬやホールディングス・株式会社愛媛ちぬや
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 今津 秀
- (3) 所在地：香川県三豊市豊中町本山乙 703 番地（株式会社ちぬやホールディングス）  
愛媛県西予市三瓶町和泉甲 700 番地 1（株式会社愛媛ちぬや）

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（43 件）

平成31年 2 月 20 日 認定	「認1810006877」	「認1810006878」	「認1810006879」
	「認1810006880」	「認1810006881」	「認1810006882」
	「認1810006883」	「認1810006884」	「認1810006885」
	「認1810006886」	「認1810006887」	「認1810006888」
	「認1810006889」	「認1810006890」	「認1810006891」
	「認1810006892」	「認1810006893」	「認1810006894」
	「認1810006895」	「認1810006896」	「認1810006897」
	「認1810006898」	「認1810006899」	「認1810006900」
	「認1810006901」		
同年 2 月 21 日 認定	「認1810006912」	「認1810006913」	「認1810006914」
	「認1810006915」	「認1810006916」	
同年 2 月 28 日 認定	「認1810006907」	「認1810006908」	「認1810006909」
	「認1810006910」		
令和元年 8 月 1 日 認定	「認1910002157」	「認1910002158」	「認1910002159」
	「認1910002160」	「認1910002161」	
同年 9 月 19 日 認定	「認1910002163」	「認1910002164」	「認1910002165」
	「認 1910002166」		

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：ちぬや冷食株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 今津 秀
- (3) 所在地：香川県三豊市豊中町本山乙 703 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (39 件)

平成30年 5 月 1 日認定	「認1810000173」	「認1810000174」	「認1810000175」	
	「認1810000176」	「認1810000177」	「認1810000178」	
	「認1810000179」	「認1810000180」	「認1810000181」	
	「認1810000182」			
平成31年 2 月 6 日認定	「認1810006813」	「認1810006814」	「認1810006815」	
	「認1810006816」	「認1810006817」	「認1810006818」	
	「認1810006819」	「認1810006820」	「認1810006821」	
	「認1810006822」			
同年 2 月 22 日認定	「認1810007062」	「認1810007063」	「認1810007064」	
	「認1810007065」	「認1810007066」	「認1810007068」	
	「認1810007069」	「認1810007070」	「認1810007071」	
令和元年 8 月 5 日認定	「認1910002334」	「認1910002335」	「認1910002336」	
	「認1910002337」	「認1910002338」	「認1910002339」	
	「認1910002340」	「認1910002341」	「認1910002342」	
	「認1910002343」			

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：西日本土木株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 隈田 英樹
- (3) 所 在 地：大分県豊後高田市新地 1071 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年9月11日認定 「認 1912001508」「認 1912001509」「認 1912001510」  
「認 1912001511」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和3年9月17日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：林精鋼株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 林 幹也
- (3) 所在地：東京都大田区東六郷二丁目 8 番 3 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (25 件)

平成 30 年 3 月 30 日認定 「認 1704016573」 「認 1704016574」 「認 1704016575」  
「認 1704016576」 「認 1704016577」 「認 1704016578」  
「認 1704016579」 「認 1704016580」 「認 1704016581」  
「認 1704016582」  
同年 12 月 13 日認定 「認 1804067864」 「認 1804067865」 「認 1804067866」  
「認 1804067867」 「認 1804067868」  
平成 31 年 3 月 28 日認定 「認 1804089872」 「認 1804089873」 「認 1804089874」  
「認 1804089875」 「認 1804089876」 「認 1804089877」  
「認 1804089878」 「認 1804089879」 「認 1804089880」  
「認 1804089881」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：マルウ接着株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 横尾 誠二
- (3) 所在地：愛媛県四国中央市下柏町 780 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (65 件)

平成30年 2月27日認定 「認1711001064」 「認1711001065」 「認1711001066」  
「認1711001067」 「認1711001068」 「認1711001069」  
同年 3月 6日認定 「認1711001339」 「認1711001340」 「認1711001341」  
「認1711001342」 「認1711001343」 「認1711001344」  
「認1711001345」  
同年 4月11日認定 「認1711002256」 「認1711002257」 「認1711002258」  
「認1711002259」 「認1711002260」 「認1711002261」  
同年 5月14日認定 「認1811000195」 「認1811000196」 「認1811000197」  
「認1811000198」 「認1811000199」 「認1811000200」  
「認1811000201」  
同年 5月23日認定 「認1811000141」 「認1811000142」 「認1811000143」  
「認1811000144」  
同年 6月26日認定 「認1811002060」 「認1811002061」 「認1811002062」  
同年 7月 5日認定 「認1811002412」 「認1811002413」 「認1811002414」  
「認1811002415」 「認1811002419」 「認1811002420」  
「認 1811002421」  
同年 9月 3日認定 「認1811004234」 「認1811004235」 「認1811004236」  
平成31年 2月 1日認定 「認1811007776」 「認1811007777」 「認1811007778」  
「認1811007779」 「認1811007780」  
同年 2月14日認定 「認1811007955」 「認1811007956」 「認1811007957」  
「認1811007958」 「認1811007959」 「認1811007960」  
「認1811007961」  
同年 3月26日認定 「認1811008871」 「認1811008872」 「認1811008873」  
「認1811008874」 「認1811008875」 「認1811008876」  
令和元年 6月11日認定 「認1911000462」 「認1911000463」 「認1911000464」  
「認1911000465」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 3 年 9 月 17 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。